

令和2年度答申第2号
令和2年8月31日

松戸市監査委員 高橋 正剛 様
三好 徹 様
伊東 英一 様
二階堂 剛 様

松戸市情報公開審査会
会長 後藤 仁哉 印

公文書の非開示決定に係る審査請求に対する諮問について（答申）

平成30年11月22日付け松監第120号をもって諮問のあった「平成30年3月に松戸市立特定中学校の生徒が自殺したことに係る文書一切。」の開示請求に係る公文書の非開示決定に対する審査請求について、別紙のとおり答申する。

答 申

1 審査会の結論

松戸市監査委員（以下「実施機関」という。）の行った公文書の非開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

2 審査請求の経緯

審査請求人は、平成30年8月21日付けで「平成30年3月に松戸市立特定中学校の生徒が自殺したことに係る文書一切。」（以下「本件文書」という。）について公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。

実施機関は、同年8月31日付けで、松戸市情報公開条例（平成13年条例第30号。以下「条例」という。）第10条第2項により、公文書の不存在を理由として、本件処分をした。

審査請求人は、本件処分に対し、平成30年11月12日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）をした。

3 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、請求対象文書をさらに特定した上で、開示請求した情報は、全て開示するとの決定を求める。

仮に監査請求等がなくとも、定例の監査は、全ての財務会計上の行為や怠る事実について実施しているものである。

何らかの文書は存在するはずであるため、条例10条2項に該当しない。

また、公益上の理由による裁量的開示を実施することを求める。

4 実施機関の説明

監査委員事務局は、監査委員の補助機関として、市の執行する財務に関する事務及び事業等について法令等に従って適正に行われているかを主眼に、審査・調査を行う組織である。

市内の学校等で事故や自殺といった事案が発生した場合に、監査委員事務局に連絡や報告が入ることはない。

したがって、平成30年3月に松戸市立特定中学校の生徒が自殺したことを実施機関として知る機会はなく、知らない以上、本件文書の取得も作成もしておらず、公文書は不存在であることから、開示すべき文書はない。

裁量的開示については、条例には、該当する条文がないため、主張自体失当である。

5 審査会の判断

本件処分に対する審査会の判断は、次のとおりである。

(1) 条例における公文書の開示について

条例は、実施機関の責務として、条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の開示を請求する権利を最大限に尊重しなければならないとともに、実施機関は、公文書を開示する場合においては、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならないこと（条例第3条）、また、開示請求権として、何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書の開示を請求することができることを規定する（条例第5条）。

次に、条例は、公文書の開示義務として、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に第7条各号のいずれかに該当する情報（以下「非開示情報」という。）が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならないことを規定する（条例第7条本文）。

また、開示請求に対する決定等について、実施機関は、開示請求に係る公文書の全部を開示しないときは、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならないこと（第10条同条第2項）、及び公文書の全部又は一部を開示しないときは、開示請求者に対し、当該各項に規定する書面によりその理由を示さなければならないこと、この場合においては、開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解されるものとしなければならないこと（同条第3項）を規定する。

(2) 監査委員の職務について

実施機関は、市内の学校等で事故や自殺といった事案が発生した場合に、監査委員事務局に連絡や報告が入ることはないことを説明するので、監査委員の職務について検討する。

監査委員の職務の内容を確認すると、地方自治法（昭和22年法律第67号）は、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理の監査すること（第199条第1項）、また、必要があると認めるときは、普通地方公共団体の事務の執行について監査をすることができること（同条第2項）を規定するほか、住民監査請求（第242条）、住民訴訟（第242条の2）等について規定する。

同法のほか、松戸市監査委員処務規程（昭和56年訓令第1号）は、代表監査委員の担当事務としては、松戸市監査委員事務局職員の任免分限等人事に関する事、職員の出張命令、緊急な事務の処理、監査委員会議、住民訴

訟に関する事等と規定し（同規程第2条）、監査委員事務局の事務分掌としては、監査計画、定期監査、行政監査、随時監査、現金出納検査、決算審査及び基金運用状況審査、健全化判断比率の審査、監査、検査、審査の報告及び公表、請求監査及び要求監査、監査資料の収集及び管理、監査委員会議、住民訴訟、公印、職員の人事、文書の收受、発送及び管理、予算及び経理、事務局の庶務に関する事等と規定する（同規程第3条）。

実施機関の保有する文書が条例第2条第2項の公文書に該当するためには、これらの法令又は松戸市監査委員処務規程の規定に基づき、監査委員又は監査委員事務局職員が職務上作成し、又は取得した文書であり、かつ、組織的に用いるものとして、監査委員が保有している文書であることが必要であるが、以上の規定からすると、監査委員及びその事務局において、学校における児童及び生徒に関する事故及び自殺の事案に関する文書を保有することは、住民監査請求及び住民訴訟の場合を除き、いずれも監査委員及びその事務局の職務に含まれておらず、本件開示請求に対して、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書」を保有していないとする実施機関の説明に不自然な点は認められない。

なお、裁量的開示は、条例の規定がないため適用できない。

6 結論

以上により、審査会は、「1 審査会の結論」のとおり判断する。
当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

審査会の処理経過

年 月 日	内 容
平成30年11月22日	諮問書の受理
令和 2年 1月20日	第1回審査会（諮問の報告）
令和 2年 2月14日	第2回審査会（審議）
令和 2年 3月26日	第3回審査会（審議・理由説明）
令和 2年 6月25日	第4回審査会（審議）
令和 2年 7月20日	第5回審査会（審議・意見陳述）
令和 2年 8月31日	第6回審査会（審議）